

京都市告示第 455 号

地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき、平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで、京都市住宅供給公社を京都市公金収納受託者とし、京都市市営住宅の家賃及び駐車場使用料の収納事務の一部を次のとおり委託します。

平成 19 年 3 月 30 日

京都市長 榊本 頼兼

受託者の 名 称	所在地	委託する事務の範囲等
京都市住宅供給公社	京都市上京区 中町通丸太町 下る駒之町561 番地の10	1 次に掲げる市営住宅の家賃のうち、当該市営住宅の管理事務所及び京都市住宅供給公社事務所に持参、郵送等をされるものの収納事務 上賀茂、鷹峯、楽只、東天王町、岡崎、錦林、養正、高野、山端北、山端南、三宅、三宅第二、壬生東、二条、三条、山科、東野、日ノ岡、御陵、音羽千本、音羽、大宅、柳辻西、柳辻、西野山、勧修寺第一、勧修寺第二、勧修寺北、崇仁、八条、唐橋、唐橋第二、南烏丸、南岩本、岩本、東九条、北河原、高瀬川南、上鳥羽口、山ノ本、久世、久世南、蜂ヶ丘、葛野、壬生、西大路、西京極、嵯峨、広沢、大覚寺、鳥谷、周山、橋向、川西、檜原、洛西東新林、

洛西北福西，洛西南福西，洛西東竹の里，桃陵，向島，醍醐中山，醍醐南，醍醐中，醍醐東，醍醐西，小栗栖，辰巳，石田東，石田西，大受，いわたの森，越後屋敷，深草，深草第三，七瀬川，鈴塚，桜島，田中宮，竹田，改進，加賀屋敷，泓ノ壺，下鳥羽，久我のもり，木津，下津及び際目の各市営住宅

2 次に掲げる市営住宅の駐車場使用料のうち，当該市営住宅の管理事務所及び京都市住宅供給公社事務所に持参，郵送等をされるものの収納事務

東天王町，山科，東野，御陵，音羽千本，音羽，大宅，柳辻西，柳辻，勸修寺第一，勸修寺第二，唐橋，唐橋第二，東松ノ木，東九条，蜂ヶ丘，西京極，嵯峨，広沢，大覚寺，洛西東新林，洛西北福西，洛西南福西，洛西東竹の里，桃陵，向島，醍醐中，醍醐東，醍醐西，小栗栖，いわたの森，深草第三，桜島，竹田，下鳥羽，久我のもり及び際目の各市営住宅

(都市計画局住宅室住宅政策課)